

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	小関 裕一
登録番号又は法人番号	0 4 2 3 1 7 1 3
所属する単位会	石川県行政書士会
事務所名称	小関行政書士事務所
事務所所在地	石川県金沢市西念二丁目28番16号
処分年月日	令和4年7月16日（理事会決議日）
処分内容（種類）	<p>6ヶ月の会員の権利の停止 （令和4年7月25日から令和5年1月24日まで）</p> <p>上記処分に伴い、職務上請求書の使用及び取扱いについて、下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務上請求書の返戻義務 ・職務上請求書の購入及び使用の禁止（会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年）
上記処分をした理由	<p>小関裕一会員は、婚前契約書作成業務において、依頼者の相手方の子の有無を調査する目的で、職務上請求書を使用し、同氏の戸籍謄本及び従前の戸籍謄本の交付を受けた。</p> <p>以上の事実は、職務上必要な請求とは認められず、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第4条（使用上の責務）及び第5条第1項（使用の制限）に違反するとともに、行政書士法第10条（行政書士の責務）及び石川県行政書士会会則第41条（責務）にも違反する。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>（行政書士法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第10条（行政書士の責務） ・第13条（会則の遵守義務） <p>（石川県行政書士会会則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第41条（責務） ・第58条第1項（会員の処分） ・第58条の2第1項（個人会員の処分の種類） <p>（日本行政書士会連合会職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4条（使用上の責務） ・第5条第1項（使用の制限） ・第15条第四号（返戻義務） ・第35条第四号（購入及び使用の禁止）